

脱毛、脂肪除去など美容医療契約 クーリング・オフは可能

2017（平成29）年12月1日に改正特定商取引法が施行され、一定の美容医療契約が特定継続的役務提供の類型として追加されました。それにより一定の要件を満たせば美容医療契約についてもクーリング・オフ（一定期間内なら無条件で契約解除できる制度）などができるようになりました。美容医療に関して県内からさまざまな相談が寄せられています。

- ▼美容外科で顔の脂肪除去の手術を契約した。しかし、契約書面や手術内容を記載した書面の交付がなく、口頭で説明されたただけだった。（30代・女性）
- ▼美容クリニックでレーザーによるしみ取りと脱毛をしてもらった。皮膚に炎症が出たので、治療と返金を求めたい。（40代・女性）
- ▼レーザー脱毛の広告を見て初回8千円のお試しの施術を受けた後で「今なら全身脱毛コースがお得なキャンペーン価格になっている」と言われ、高額なコースの契約をしてしまった。やはり解約したい。（20代・女性）

特定継続的役務提供に該当する一定の美容医療とは、提供期間が1カ月を超え、さらに金額が5万円を超えるもので、①脱毛②にきび・しみ等の除去③しわ・たるみの軽減④脂肪の減少⑤歯の漂白などについて、特定の方法により施術を受ける場合です。この要件に該当する場合、医療機関は契約書面や概要書面を契約者に渡すことが義務付けられています。

また、契約書面を受け取った日から8日間は無条件で契約の解除ができるクーリング・オフや、クーリング・オフ期間経過後に、決められた解約料を支払って解除を行う中途解約をすることができます。

美容医療などの施術を受ける場合は、受け取った契約書面で契約内容を確認し、医師から十分に説明を受けて、効果やリスクなどを認識した上で慎重に判断するようにしましょう。

美容医療サービスについては高額な契約になるものもあり、さらに施術によって皮膚障害ややけどなどの症状が発生したという相談も寄せられています。契約後であっても、少しでも不安に思ったら、クーリング・オフや中途解約を考えてみましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。

（開設時間：平日8：30～17：00）

土曜日は電話相談（9：00～17：00）のみ受付

消費者ホットライン ☎（局番なし）188番（いやや!）

※☎（局番なし）188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります